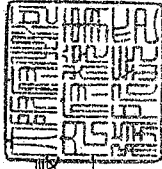


令和元年9月12日

大阪府職員労働組合
府税支部北河内分会 分会長 様

大阪府北河内府税事務所長

西村 浩



職場環境整備等の要求に対する回答書

要求項目	回答項目
1 分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。 所属する労働組合による不平等取扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉は行わないこと。	これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については所要の協議をしてまいりたい。所属する労働組合による不平等な取り扱いや労働組合に対する不当な介入・干渉は行っておりません。
2. 職員の生活実態をふまへ賃金を引き上げること、地域手当を府下一律堅持し引き上げることに関係機関に働きかけること。	要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
3. 職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できるよう賃金体系の改善を行うこと。	要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
4 府税事務所に勤務する全ての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう関係機関に働きかけること。	要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
5 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう関係機関に働きかけること。	要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

<p>6 時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束8時間とするよう関係機関に働きかけること。</p>	<p>要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
<p>7 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインを遵守すること。</p>	<p>時間外勤務の管理については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえ、今後とも適正な管理に努めてまいりたい。</p>
<p>8 「税収確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税収確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。超過勤務を縮減し、府民サービスの向上と労働条件確保のため、人員確保をはじめとする適切な措置を講ずること。</p>	<p>「税収確保対策」等の取り組みにあたっては、課内会議等を適宜開催する等職員間の意志の疎通を図りながら推進してまいりたい。 その他については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
<p>9 台風、地震等の災害に伴う交通機関の途絶に対し、職員の安全確保の観点から早期に特別休暇の判断を行うこと。また、必要な参集要員・対応業務を明確化するとともに、迂回通勤等による交通費を自己負担とさせないよう関係機関に働きかけること。</p>	<p>特別休暇の判断、参集要員・対応業務については、今後とも税政課と連携しながら、適切な対応に努めてまいりたい。また迂回通勤等による交通費の負担については、税政課に伝えてまいりたい。</p>
<p>10 職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど適切に対応すること。</p>	<p>要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
<p>11 再任用職員の労働条件等を改善すること。 ① 給与・一時金の改善を行うよう関係機関に働きかけること。 ② 再任用職員の福利厚生を再任用以外の職員と同等にすること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。 ③ 週休日に勤務を命ずる場合、通勤にかかる交通費が支給されていないため、交通費を支給するよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>



要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

<p>1 2 非常勤職員の雇用継続や給料・労働条件の改善を行うよう関係機関に働きかけること。</p>	<p>1 3 V D T作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、V D T特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう関係機関に働きかけること。</p>
<p>1 4 セクハラ、パワハラ防止のための啓発活動や研修など実効ある対策を講ずること。</p>	<p>セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止については、これまでも機会をとらえて、職員に周知を図ってきた。今後も、引き続き周知徹底を図ってまいりたい。</p>
<p>1 5 記録的な猛暑が続いており、下記のとおり熱中症対策・職員の健康管理、執務環境の改善を行うこと。また、冬季についても能率的な職務と職員の健康管理のため、空調の弾力的運転と空調機器の整備を徹底すること。</p> <p>① 職員が快適に執務できるよう、始業から終業まで室温維持ができるよう運転すること。また、職員がやむを得ず時間外勤務を行う場合は冷房を運転すること。</p> <p>② 職員が自由に水分補給等できるように、必要に応じて休息が取れるよう徹底すること。</p>	<p>① 冷暖房の運転については、執務室内の適温管理に努めているところであり、今後とも状況に応じ、適切な運用に留意してまいりたい。</p> <p>② 水分補給等については、職員の健康管理に留意しながら適切に対応してまいりたい。</p>